下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和3年1月14日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市財政局管財部契約管理課調整係(電話011-211-2152) メールアドレス: ekimukeiyaku@city. sapporo. jp

- 2 入札に付する事項
- (1) 役務の名称
  - ア 発寒清掃工場エレベーター保守業務
  - イ 白石清掃工場エレベーター保守業務
  - ウ 円山動物園自動ドア保守業務(ナブコ製)
  - エ 円山動物園自動ドア保守業務 (フルテック製)
- (2) 調達案件の仕様及び履行場所等 入札説明書による。
- (3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件について、それぞれ令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(12か月)とする。

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

# 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30~令和2年度(平成30~32年度)札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続 開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく 参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 対象案件ごとに、同社製のエレベーター又は自動ドアの保守業務を履行した実績(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書に準拠した仕様又は同等程度の仕様による業務を平成30年4月1日以降に完了したものに限る)を有すること。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振

興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(6)に掲 げる要件については、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のい ずれかとすることができる。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ
- (2) 入札書の受領期限

令和3年2月18日(木)17時15分(送付による場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所

上記2(1)に掲げる案件ごと、それぞれ次のとおりとする。

- ア 令和3年2月19日(金) 15時20分
- イ 令和3年2月19日(金) 15時30分
- ウ 令和3年2月19日(金) 15時40分
- 工 令和3年2月19日(金) 15時50分

開札場所はいずれも札幌市役所本庁舎地下1階3号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

## 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達後)の日の翌日から起算して5日後(5日後が休日の場合は翌開庁日)までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

#### (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札、 札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者 心得(平成15年9月10日管財部長決裁)に反する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法等
  - ア 落札者の決定

札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の 範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を 保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落 札候補者を落札者とする。

# イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(札幌市の休日を定める条例(平成2年6月15日条例第23号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担

当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

# ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。